

# 是正指導の徹底

### 是正指導とは

平成10年5月20日、広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、文部省（現文部科学省）から本県並びに福山市の教育について、教育内容関係7項目、学校管理運営関係6項目において、法令等に照らして逸脱、あるいはそのおそれがあるなど不適正な実態があり、是正を図るとともに、少なくとも3年間、是正状況を報告するよう指導（是正指導）を受けた。

是正指導を受けて以降、県教育委員会は、法令等を遵守することを通して教育の中立性を確保し、職員団体等との適正な関係を確立するとともに、市町村教育委員会及び校長会との連携を強化し、その信頼関係を確かなものにししながら、校長権限の確立、ひいては県民から信頼される法令等に則った公教育の確立に努力してきた。

また、県民、保護者に対し是正状況を明らかにするため、教育委員会会議及び県議会文教委員会において是正状況を報告するとともに、その内容を逐次ホームページなどに掲載するなど、公開性を重視して取り組んだ。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県の教育」「是正指導」

### 1 是正指導を受けるに至った背景・要因

学校の教育活動及び管理運営は、法令等に則り、教育の中立性を確保しながら行わなければならない。

しかしながら、本県においては、県教育委員会が当面する課題の円滑な対応を優先するあまり、職員団体、同和教育研究団体及び様々な運動団体との交渉や話し合いに応ずる中で、しばしば幾多の妥協を余儀なくされてきた。

学校の管理運営においては、教職員の勤務管理、職員会議、主任制等に係る課題などを生み出した。中でも、主任制については、昭和51年の主任の制度化に伴い、職員団体の反対闘争を受けて、教育委員会が職員団体と「協定」「覚え書」を交わしたり、主任等の命課に当たり、「主任等を命ずるに当たっては、職員会議の討議などを経て行うものとする。」という教育長訓令を定めたりしたことから、教育委員会や校長は、長くこれらに拘束されることとなった。

その結果、主任等の命課に当たり、実質的に校長の意思が制約され、校務分掌との乖離や経験の浅い教諭が輪番制で命課されるなど、主任制本来の趣旨が徹底できないという状況が続いた。

また、教育内容面においても、学習指導要領を逸脱し、教育の中立性が侵されるなど、多くの課題を生み出した。

中でも、同和教育が全ての教育活動の基底にあるとした、いわゆる「同和教育基底論」により、一部の地域や学校において同和教育にさえ取り組んでいればよいといった風潮

や、「総括」などの名の下に、同和教育の視点から学校教育の全体を点検するなどの状況があった。また、昭和60年9月17日に当時の広島県知事、広島県議会議長、広島県教育委員会教育長、部落解放同盟広島県連合会、広島県教職員組合、広島県高等学校教職員組合、広島県同和教育研究協議会、広島県高等学校同和教育推進協議会によって作成された、いわゆる「八者合意」文書は、学校における校長権限を著しく制約するとともに、法令等に逸脱した実態を生み出すこととなった。

さらには、平成4年2月28日、県教育委員会が職員団体及び運動団体に対して、国旗・国歌の実施を事実上制約する見解を示した、いわゆる「2・28文書」は、その後の本県における学習指導要領に基づいた国旗・国歌の適正な実施を困難にしてきた。

このように、学校における誤った考え方及びそれに基づく不適切な風潮があったことや、県教育委員会が当面する課題の円滑な対応を優先するあまり、安易な妥協を繰り返してきたことが、是正指導を受ける大きな背景や要因になった。

## 2 是正指導を受けての取組状況

### (1) 文部科学省への報告まで

県教育委員会では、この是正指導を本県教育全体を根底から見直し正常化させていく機会と捉え、県民から信頼される公教育の確立に向け、法令等の遵守を通して教育の中立性を確保するとともに、「学校へ行こう週間」や「広島県教育委員会教育長のホームページ」の開設、県教育委員会広報紙「くりっぷ」などを通して、広く是正の状況を公開しながら、市町村教育委員会、校長等とともに改善への取組を進めた。その結果、多くの学校において、校長を中心とする責任ある学校運営体制が整うとともに、各市町村教育委員会や学校が、自らの教育活動の実態やその成果と課題を県民に対して率直に公開して、説明責任を果たそうとする姿勢が生まれてきた。

こうした状況を受け、平成13年6月、県教育委員会は、文部科学省に対して、これまでの取組の成果と今後の課題をとりまとめた「是正指導報告書」を提出し、一定の整理を行うとともに、更なる是正の徹底を図りながら、残された課題に引き続き努めることとした。

#### 文部省是正指導3年間の成果と課題

##### 【成果】

- 県民の是正指導に対する理解・協力を得て、不適正な勤務実態の是正が図られるとともに、教職員の中に教育公務員としての自覚が見られるようになってきた。
- 「法令等に則って実施する公教育」の確立に向け、市町村教育委員会・校長等が一体となって取り組む体制づくりが進み、学習指導要領に基づいた教育実践及び研究が活性化した。
- 校長権限が確保されるに伴い、多くの校長がリーダーシップを発揮するとともに、主任等の働きが活性化し、組織的な校務運営が行われるようになってきた。

##### 【課題】

- 一部の地域や学校においては、なお、教育内容及び学校管理運営に係る課題があり、学校や教職員が主体的に教育活動を展開できる体制をつくるため、より一層、教育の中立性を確保するとともに、是正指導の内実化を図る必要がある。

(是正の取組の成果と課題：平成13年度の当初のまとめ)			
	文部省是正指導指摘項目	平成12年度の取組における成果	残された課題
教育内容関係	●卒業式・入学式の国旗掲揚・国歌斉唱	○全ての公立学校の卒業式・入学式において完全実施	・儀式的行事としての指導内容・指導方法の充実 ・教育公務員としての職責の自覚
	●人権学習の内容	○学習内容、実施時間において一定の改善	・社会運動、政治運動との明確な区別
	●道徳の時間の名称、その指導内容	○不適正な名称については是正 ○適正実施校が増加	・標準授業時数の確保 ・全ての内容項目についての指導 ・学習指導要領に逸脱するおそれのある学習内容
	●国語の時間割	○不適正な名称については是正	・引き続き、適正を確保
	●小学校の音楽での国歌「君が代」の指導	○全ての公立小学校で実施	・国歌「君が代」の歌唱指導の徹底
	●授業時数及び単位時間	○1単位時間の不適正な運用については是正 ○総授業時数の改善	
	●指導要録の記入	○適正に記入	・指導に役立つ適切な記入の指導
学校管理運営関係	●教職員の勤務及び勤務時間に係る管理	○校長による研修・出張についての勤務管理の実施 ○不適正な実態についての是正	・出張、研修等の適正な勤務管理の確保
	●主任等の命課の時期及び人選	○命課時期の早期化（4月12日最終） ○適格者の命課	・機能化と校内体制の整備
	●主任手当の抛出	○抛出者の減少	・主任制度及び主任手当の趣旨の徹底
	●職員会議の運営の実際等	○職員会議の位置付けの適正化（校務運営規程・組織図の改善、管理規則等の改正）	・校長の権限と責任による学校運営の適正化を確保
	●学校運営に係る校長と教職員団体学校分会との確認書等の状況	○校長権限を制約する確認書の締結校皆無	・引き続き、適正を確保
	●市町村立学校の管理運営に関する県教委の取組状況	○所管する学校の管理運営に万全を期する機運の醸成	・引き続き、適正化の指導を徹底

## (2) 文部科学省への報告後の経緯

ア 是正指導報告書に対する文部科学省からの指導事項（平成13年6月21日）

<p><b>【是正指導の取組に対する評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島県教育委員会及び福山市教育委員会の精力的な取組により、是正指導の各事項に大幅な改善が図られたと評価</li> <li>○ 教育の中立性の確保や開かれた学校づくり等、教育改革の推進を評価</li> </ul> <p><b>【今後の取組に対する指導】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の事項に取り組むとともに、適宜、改善状況を報告すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各市町村、各学校における是正の確実な定着を図ること</li> <li>・ 国旗掲揚・国歌斉唱、道徳及び人権に関する学習内容等の教育活動について、是正指導を継続し、内容面の定着と充実を図ること</li> <li>・ 主任制の機能化など校長を中心とした組織的な学校運営を確立すること</li> </ul> </li> <li>○ 教育の公開性を重視し、開かれた学校、開かれた教育行政を推進すること</li> <li>○ 県民に信頼される公教育の確立のために、教育介入の排除と教育の中立性の確保を確実なものとする</li> </ul>
--

## イ 文部省是正指導の位置付けと対応方針

- (1) 法令等に則り、一層適正に学校運営及び教育指導が行われるよう、是正指導を徹底し内実化を図り、教育改革の基盤づくりをする。
- (2) 是正指導の徹底に当たっては、教育の公開性と中立性を柱に、市町村教育委員会及び校長と十分な連携を図るとともに、関係者の理解と協力を求める。
- (3) 是正指導に関する残された課題については、適宜、その是正状況の把握に努めるとともに、文部科学省及び県議会文教委員会に報告する。

## ウ 平成13年6月（文部科学省へ報告）以降の課題

課 題 事 項	課 題 へ の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部地域の小・中学校において、学校要覧の記載内容に、教育の中立性を確保する観点から、不適切な表現がある。</li> <li>○ 一部の学校において、恒常的な短縮授業や授業カットがあり、授業時数確保が困難な実態がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校第3学年において、授業時数の県平均を大幅に下回る学校がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 該当地域におけるヒアリングの実施及び公立小・中学校の学校要覧についての実状把握を行い、是正を徹底する。</li> <li>○ 該当地域におけるヒアリングの実施及び県内全ての公立小・中学校の授業時数確保について調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の授業時数確保の状況を文部科学省へ報告する。</li> <li>・ 課題のある学校に対し訪問指導を行い、授業時数の確保について指導を徹底する。</li> </ul> </li> </ul>

## エ 公立小・中学校における授業時数確保に関わる文部科学省の指導の概要

(平成14年1月25日)

### 【今回の問題の受け止め】

- 平成13年6月に、授業の1単位時間については平成10年度直ちに是正され、また、年間の総授業時数についても着実に改善が図られつつあると報告を受けていたが、未だ、恒常的に1単位時間を短縮したり、安易に授業カットを行ったりし、予定した授業時数に対して大幅に不足している学校があったことは、まことに遺憾である。
- 学校教育法施行規則第54条の「別表第二」に定める年間授業時数は、各教科等の内容を指導するために通常必要と考えられる授業時数を定めたものである。各学校においては、この学校教育法施行規則や学習指導要領に基づいて教育課程を編成・実施しなければならないが、今回のことは児童生徒に確かな学力を育成する観点から、看過できない問題である。

### 【今後の取組に対する指導】

- 課題のある学校については、所管の教育委員会を通じて、改善に努めるよう指導するとともに、その具体的な状況を把握すること、その際、当該市町村教育委員会及び当該学校がこのような状況に至った原因等を十分把握し、指導を徹底すること
- 新教育課程が始まる来年度に向け、県内の各学校において、年間の総授業時数が確保できるよう指導計画を早期に立案するとともに、継続して授業時数の確保に努めるよう、市町村教育委員会及び校長に対する指導を充実すること
- 上記の指導事項について、その実施状況を適宜報告するとともに、本年度終了後、全体の実施状況について報告すること

## オ 是正指導に係る実施状況調査及び校長ヒアリングによる状況把握

(平成14年8月19日)

平成13年4月1日から平成14年4月30日までの期間を対象として、是正指導に係る実施状況調査及び校長ヒアリングを通して状況把握を行った。

その結果、多くの学校及び市町村教育委員会の意識が一層高まり、是正の確実な定着が図られているが、一部の学校や市町村教育委員会においては、主任制が有効に機能していないなど、依然として是正が不十分な状況があることから、これまでの取組を継続し、是正指導を徹底することとした。

カ 是正指導の内実化に係る課題（平成 15 年 11 月 19 日）

文部省は是正指導の取組を進めた結果、一部に課題が残されているものの、県内の大半の学校において校長の権限と責任による学校運営が行われていると捉えていた。

しかし、尾道市立高須小学校問題で明らかになったように、外形的には正常な学校運営がなされているように見えていても、その内実において、教職員の勤務及び勤務時間に係る管理、職員会議の運営、校務分掌組織と職務分担等に課題があることが判明した。

キ 是正指導の内実化及び学校経営改革の推進状況に関わる実態調査の概要

（平成 16 年 6 月～9 月）

各教育事務所と広島市教育委員会が実施した実態調査において、是正指導の内実化等に係る 11 項目について聴取した結果、平成 10 年度当初の是正指導項目についてはほぼ完了し、学校経営改革関係の調査項目についても、おおむね良好であった。

今後、主任手当の抛出等、主任制を形骸化しようとする一部の動き等への取組を徹底するとともに、学校評価・人事評価等の新たなシステムの充実を図る必要がある。

### （3）教育改革への取組

文部科学省への報告の後、県教育委員会は、学校評価システム、自己申告による目標管理を基本とした新たな人事評価制度、学校評議員制度の導入、主幹教諭の設置、エキスパート教員の認証といった改革のための仕組みづくりを着実に進めてきた。また、改革のための仕組みづくりとともに、教育の中身づくりを進めるため、「基礎・基本」定着状況調査、共通学力テストにより、学校ごとの課題を明らかにして、授業改善に生かす取組を継続するとともに、知・徳・体の基盤となる、ことばの教育、キャリア教育、食育の推進に取り組んできた。

さらに、平成 26 年 12 月に「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し、各学校において、児童生徒の主体的な学びを促す教育活動の実践に取り組んでいる。

## 3 是正指導の内実化に向けて

### （1）学校運営組織の見直しに係る国の動向

ア 校内組織及びその運営の在り方

中央教育審議会答申（平成 10 年 9 月「今後の地方教育行政の在り方について」）は、学校が個性や特色ある教育活動を展開するとともに、家庭や地域社会と連携・協力し、地域に開かれた学校運営を推進するために、次の観点から校務分掌、各種の会議、委員会など、校内組織及びその運営の在り方を見直す必要があると指摘している。

- 学校運営が校長の教育方針の下に円滑かつ機動的に行われる観点
- その透明性を確保し、保護者や地域住民に対して学校運営に係る責任の所在を明らかにする観点
- 家庭や地域社会との連携を強化する観点

## イ 校長のリーダーシップ

学校運営が校長の教育方針の下に円滑かつ機動的に行われるという観点からは、校長の権限と裁量の拡大に対応して、校内組織の在り方について、様々な校務を分担する組織体制の整備、スタッフ機能の重視、さらには保護者の意向を反映する仕組みなど、校長が学校運営においてリーダーシップを発揮するために必要な支援と補佐の機能を充実し強めていこうとする方向が示されている。

中央教育審議会答申では、個性や特色ある教育活動を展開するために校長に求められる資質や能力について、次のように示している。

- 教育に関する理念や識見をもっている。
- 地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、リーダーシップを発揮することができる。
- 教職員の意欲を引き出すことができる。
- 関係諸機関との連携連絡・折衝を適切に行うことができる。
- 組織的、機動的な学校運営を行うことができる。

## ウ 職員会議，学校評議員，学校運営協議会の設置等に係る関係法令の改正

平成12年1月の学校教育法施行規則の一部改正により、「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。」（第23条の2）と規定された。これにより、職員会議は、学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられた。

また、同時に学校評議員の規定を設け、「学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。」（第23条の3）とされた。

さらに、平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」（第47条の5）と規定された。これにより、学校運営協議会の設置が努力義務となった。

### （2）学校運営組織の見直しと校長権限の確立に係る本県の取組

本県においては文部省是正指導を契機として、また、中教審答申を契機として、学校運営組織の見直しを進めてきている。

#### ア 学校運営の適正化

是正指導以後、信頼される公教育の確立を目指して取組を進めてきた。

平成10年12月17日付け各県立学校長宛て教育長通達及び各市町村教育委員会教育長宛て教育長通知「学校運営の適正化について」は、教職員の勤務管理、職員会議、主任等の命課、学校運営に係る確認書等の適正化を取り上げているが、特に、主任等の命課については、次のように指摘している。

### 3 主任等の命課について

主任等は、各学校において教育活動が、適切な校務分掌のもと円滑かつ効果的に展開され、調和のとれた学校運営が行われるために重要な役割を果たすものである。また、いわゆる主任手当の支給は、主任等の職務を給与上評価して行われているものである。

については、教職員に対しこれらの趣旨を周知するとともに、特に次の事項に留意し、主任制度の適切な実施を図ること。

- (1) 主任等については、担当分野に関する豊かな経験や識見を有するなど適格な者を充てるものとし、各年度の当初に速やかに命課すること。
- (2) 主任等の果たす役割の重要性にかんがみ、主任等が制度の趣旨に則り、教職員の理解と協力のもと十分に機能するよう教職員及び各主任等に対する指導を徹底すること。
- (3) 主任等が校務分掌においてその職務内容と関係のないものに位置付けられているなど、明らかに不適切な命課が行われているようなことがあれば、速やかに是正すること。
- (4) 主任手当の抛出は、主任制度及び主任手当支給の趣旨に反するものであり、このようなことが行われないうよう、教職員に対し主任制度等の趣旨の徹底を図ること。

## 4 是正を風化させないために

### (1) 是正の確実な定着

今後も特に次の点に留意して、取組を進めていく必要がある。

#### ア 法規・法令等の遵守

卒業式・入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の指導をはじめ、是正指導のそれぞれの項目については、学習指導要領に則って適切に行われるようになった。しかし、未だに酒気帯び運転やセクハラ行為などの非違行為が生起するなど、県民の信頼を著しく損なうような事案も見られる。法規・法令等の遵守は、公教育の基本理念であることを、常に忘れることなく、校内研修等で繰り返し徹底していくことが大切である。

#### イ 組織的な学校運営体制の点検・評価

組織的な学校運営を図るためには、学校経営目標の達成に向けて、各分掌等の主任が中核となって有機的に連携し、入学から卒業までを見通した指導体制が構築され、校長を中心として各教職員が課題や情報を共有しながら、学校がチームとして機能しているか、定期的に点検・評価することが大切である。併せて、学校評議員や学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員など、外部の目から改善状況を点検・評価し、その結果を基に、更なる改善を進める必要がある。

#### ウ 県民から信頼される学校づくり

今後も「中立性の確保」と「公開性の徹底」の原則の下、社会運動や政治運動との区別を明確に行うことに留意しつつ、保護者や地域住民等を招いた授業参観等の開催、ホームページや学校便りなどの広報活動を通じて、積極的に学校の情報を発信していくことが重要である。また、学校評議員、学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員等からの意見や評価、さらには、保護者の声、地域の声を真摯に受け止め、オープンで自由な空気の中、子供たちが主体的に伸び伸びと学ぶことができる風通しのよい学校づくりを引き続き進めていくことが大切である。

### (2) 自律した学校経営に向けて

教育委員会による学校管理の時代を経て、現在、各学校では、自己管理による自律的な学校経営が進められている。今後、一層の充実・改善を図るために、次の視点をもって、不断の点検と改善をしていく必要がある。

ア 個々の教職員の力が十分に引き出され、信頼関係に基づいた自由な雰囲気の中で、自由闊達に議論や意見の交換ができる学校になっていること。

イ 校長のリーダーシップの下、児童生徒を基点とし、教員一人一人が主体として自律的に学校経営に参画し、児童生徒の成長につながることを考えて組織的に動けること。

### (3) 今後の方向性

#### (平成 27 年 12 月 9 日県議会教育長答弁「今後の『学びの変革』の方向性について」より抜粋)

現在の本県教育は、是正指導以降の様々な改革・改善に取り組んできた結果、辿り着いたものであり、是正前の状況に戻るようなことは絶対にあってはならないと考えている。

これまでの取組により、「知・徳・体」のそれぞれの面で、着実に成果が表れているものの、グローバル化が急速に進展する中においては、子供たちに変化の激しい先行き不透明な社会をたくましく生きていくことができる資質・能力を育成する必要があると考え、「学びの変革」に取り組んでいるところである。

この「学びの変革」を着実に推進することにより、広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現に向けて取り組んでいく。

#### (令和 2 年 12 月 11 日県議会教育長答弁「教育に関する大綱について」より抜粋)

本県は是正指導以降、教育の中立性と公開性を柱に、県民総ぐるみによる様々な改革・改善に取り組んできた。平成 28 年 2 月には、知事が本県教育施策の方向性を示した「教育に関する大綱」を初めて策定し、この方向性をもとに、教育委員会として「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に取り組んでいる。

具体的には、「学びの変革」における、課題発見・解決学習を中心とした主体的な学びを促す教育活動の推進や、「学びの変革」を牽引する広島叡智学園中学校・高等学校や三次中学校・高等学校の開校、Society 5.0 を見据えた、デジタル機器を基盤とする教育環境の整備、「個別最適な学び」の推進や、不登校等児童生徒への対応をはじめとする学びのセーフティネットの充実といった、様々な教育施策を展開することにより、日々の授業に変化が生じるなど、「学びの変革」の実現に向けた成果が表れてきている。

こうした成果が表れてきている一方で、学校によって「学びの変革」に係る取組の進捗や、同じ学校内でも取組内容に差があるといった状況も見受けられる。

加えて、デジタル技術の進展・高度化や新型コロナウイルス感染症の対応など、社会情勢や国際情勢は急速に変化し続けており、こうした変化にも柔軟に対応し、活躍できる人材を育成していくためには、これまでの取組をベースとしつつ、「学びの変革」を更に一歩前へ進めていくことが必要であると考えている。

教育委員会として、子供たちをはじめ、県民の皆様一人一人が、自身の「能力」と「可能性」を最大化し、自身が抱く夢や希望に向かって挑戦することができるよう、これまでの成果や課題を踏まえつつ、新たな取組にも果敢にチャレンジしていくことにより、力強く教育施策を推進していく。



# 学校の自主性・自律性の確立

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められる。

また、各学校においては、それぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や保護者・地域の実情に応じて、校長のリーダーシップの下、主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、学校の自主性・自律性を確立することが必要である。さらには、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを促進していくために学校評議員又は学校運営協議会制度を活用することや、学校評価を通じ、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の共通理解を深め、相互の連携協力の促進を図ること等を通じて、教育の質の保証・向上を図ることが期待されている。

学校を取り巻く環境は絶えず変化しており、学校教育が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいることを踏まえ、学校がこうした変化に柔軟に適応し、様々な教育課題や地域のニーズに的確に対応していけるよう、学校評価や人事評価制度等を活用しながら、常に学校の組織運営体制の最適化を図り、業務の実施プロセスの見直し等を不断に行っていくことが求められ続けている。

## 1 学校評価

### (1) 学校評価システムの導入の背景と意義

学校評価については、平成12年12月の教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」において、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を保護者や地域と共有し、学校の改善につなげる必要性について提言がなされた。その後、学校の自主性・自律性を高めることによって、より質の高い特色ある教育が提供されるよう促すとともに、学校が保護者や地域からの信頼に応え、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図る必要性が認識されてきたところである。また、学校の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校の取組を評価していくことが重要であることなどから、学校評価を実施することの必要性が指摘されてきた。

広島県においては、教育活動全般の情報を積極的に発信して説明責任（アカウントビリティ）を果たし、授業や生徒指導など学校運営のあらゆる場面にPDCAというマネジメントサイクルを導入する必要性から、平成13・14年度に学校評価の実践研究を行い、平成15年度から県内の全ての公立学校において、自らの教育活動その他の学校運営について組織的・継続的に改善すること、信頼される開かれた学校づくりを進めること、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることを目的に学校評価を実施している。

こうした中、平成18年度に教育基本法が改正されるとともに、この改正を受けて平成19年度に学校教育法及び同施行規則が改正され、これまで小学校設置基準など各種の設置基準で規定されていた学校評価の項目が削除され、同法・同規則に「自己評価」と「学校関係者評価」からなる学校評価が新たに規定された。

### (2) 自主的・自律的な学校経営を推進するための学校評価の活用

#### ア 学校評価の目的

学校評価そのものの役割は、学校経営のPDCAサイクルのC(Check)にあたる。

学校の教育の質を高め、児童生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすため

にも、学校評価を学校運営の改善を図るツールとして有効に活用し、その充実を図ることが重要である。文部科学省の「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（以下「ガイドライン」とする。）では、学校評価の目的として次の三つを挙げている。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

#### イ 学校評価の実施手法及び規定等

学校評価が、平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により法的に位置付けられたことから、県立学校については、平成20年1月に広島県立高等学校等管理規則を改正した。国の規定に準じて学校評価を「自己評価」と「学校関係者評価」に区分し、それぞれについて適切な実施、公表、設置者への報告について規定（平成20年4月1日施行）した。市町立学校についても、各市町において規則等で規定された。「ガイドライン」で整理されている学校評価の実施手法と法令上の位置付けは、以下のとおりである。

##### (ア) 自己評価

学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う。

##### (イ) 学校関係者評価

保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等又は学校運営協議会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う。

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠なものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

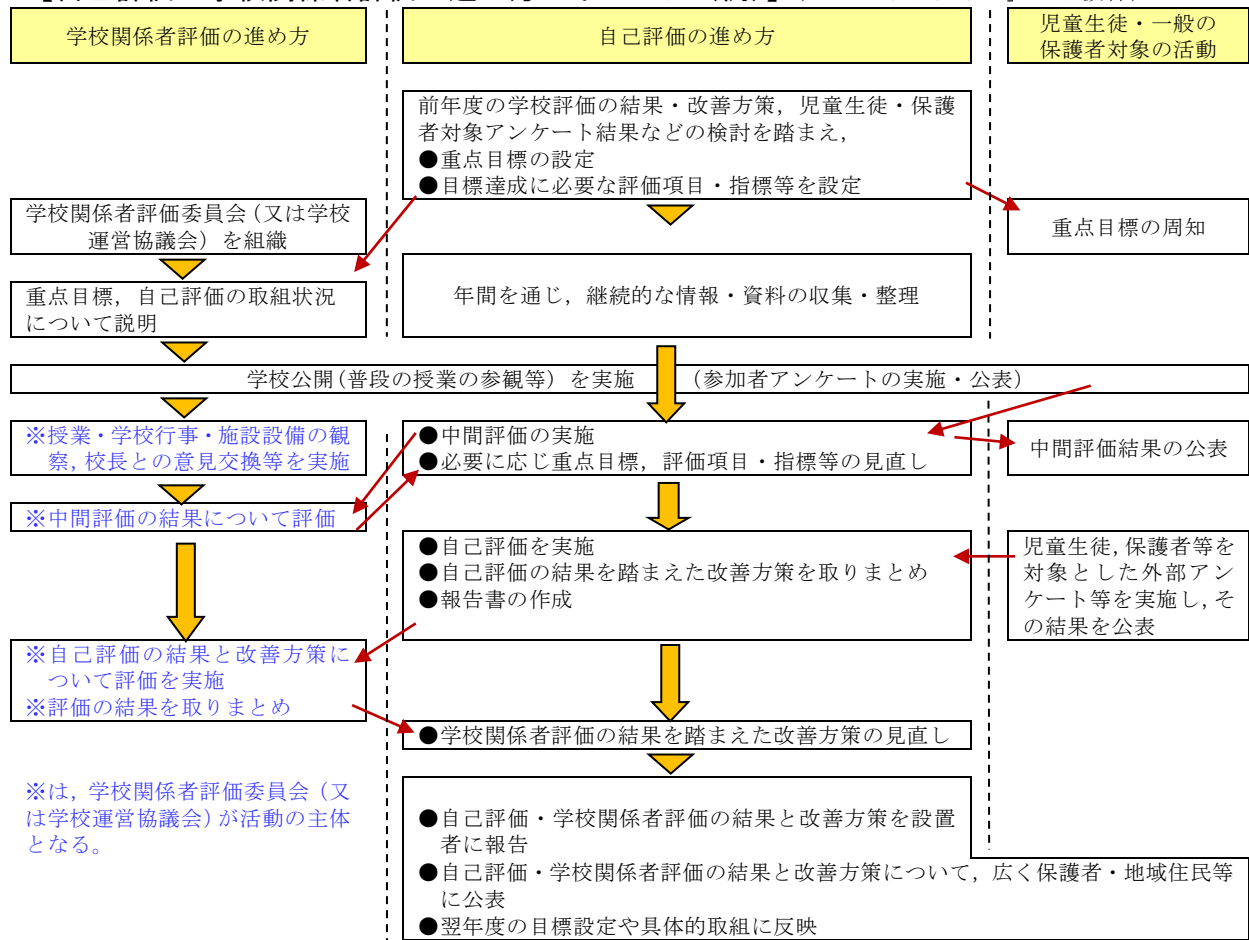
##### (ウ) 第三者評価

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う。

実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

実施手法	法令上の位置付け		
	実施	設置者への報告	公表
自己評価	義務	義務	義務
学校関係者評価	努力義務	(実施した場合) 義務	努力義務
第三者評価	なし		

【自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ（例）】（※「ガイドライン」より抜粋）



ウ 学校評価の実効性を高めるために

実効性の高い学校評価にするには、学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、教育活動その他の学校運営の改善や教育水準の向上、子供の成長につながっているという有用感のある取組にすることが大切である。

(ア) 学校内における取組の充実

① 学校評価における目標の系統化・重点化

- ・ 学校評価における目標等は、設置者の学校教育に関する方針を踏まえつつ、学校の現状や課題を分析した上で、児童生徒の姿を具体的に示し、その達成状況を的確に測定できるものとする。
- ・ 前回の評価結果や教職員の課題意識等を踏まえつつ、必要に応じて学校が重点を置いて短期的に取り組むことができるものとする。
- ・ これらのことを踏まえ、県立学校においては、「教育目標」、「育てたい生徒像」を明確にするなど、「県立学校における学校評価実施に関する留意事項」の様式（学校経営計画）を令和3年4月から改正した。

【評価項目・指標等の設定について】

評価項目・指標等には、目標の達成状況を把握するための（成果に着目する）ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための（取組に着目する）ものとに大別できる。教育の目的は子供の人格の完成を目指すことにあることから、中でも児童生徒についてその達成状況に着目することが重要であり、成果に関

する評価項目・指標等の適切な設定が望まれる。

しかし、同時に、成果とその達成に向けた取組は一体的であり、成果を目指す過程において、学校・家庭・地域や設置者が、いかに連携し役割分担して、組織的・効果的に取組を進めていくのかというプロセスの在り方も重要である。

これらのことから、目標達成を目指す過程（プロセス）にも着目し、それを正当に評価することに留意して評価項目・指標等を設定することが重要である。

② 全教職員の参加と協働による学校評価の実施

- ・ 学校評価の目的を明確にし、学校評価における目標や評価項目の設定に際して、管理職や担当教職員とその他の教職員の間での共通理解を図る。
- ・ 学校評価における目標と教職員個人の目標を系統化し、全ての教職員が学校評価における目標を共有しながら具体的な日々の教育活動その他の学校運営を行っていく。

③ 効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり

- ・ 学校評価の結果を教育活動その他の学校運営の改善に結び付けるためには、学校内、あるいは地域内での組織的な分掌や仕組みが必要である。

（例：デジタル機器の活用、学校事務職員の活用等）

(イ) 学校関係者との連携、協働の推進

① 情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化

- ・ 学校の情報提供や学校関係者評価の実施を、保護者や地域住民等の理解や連携・協力を得る機会として積極的に捉え、課題解決に向けた学校の対応を併せて示すことにより学校の説明責任を果たすとともに、協働を進める。
- ・ 学校評価をコミュニケーション・ツールとすることを主眼に評価項目を検討するとともに、保護者や地域住民等が求めている情報を把握し、分かりやすく情報を提供する。
- ・ 情報提供の方法を多様化することが大切であり、日頃から保護者や地域住民等が学校の様子に触れる機会を意図的、積極的に設けていく。
- ・ 学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員に学校の実情を十分に知ってもらい、多くの関係者の連携・協働につなげる学校の「スポークスマン」として、情報発信を担ってもらう。

② 学校関係者評価委員会又は学校運営協議会の運営の工夫等

- ・ 学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員に対しては、自己評価から明らかとなった学校の現状や課題、改善の手立て等を学校があらかじめ明示するなど、学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員がチェックすべきポイントを明確にした上で、評価を実施する。
- ・ 学校、地域の実情により、学校評議員や学校運営協議会委員等を学校関係者評価委員とするなど、既存の仕組みを活用して、その取組の中に学校関係者評価を位置付けていく。

③ 外部アンケート等の工夫

- ・ 自己評価を行う上で、児童生徒、保護者、地域住民等に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果を活用する。
- ・ 外部アンケートは回答可能な項目に精選し、外部アンケートによって得られた情報と学校が持つ客観的な指標やデータを対比しつつ自己評価の参考資料とする（外部アンケートの結果をそのまま評価結果にするのではない。）。

- ・ 外部アンケート以外の方法でも、学校行事や授業参観などの場で保護者や地域住民等の声を聞くなど、柔軟な対応で意見や要望を集める。
- ・ 外部アンケートの結果と学校の対応状況について、学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員等と協力し、保護者や地域住民等が分かりやすい表現にしてフィードバックする。

参考：◆文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」平成28年3月22日

◆学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議学校評価の在り方に関するワーキンググループ「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について」平成24年3月12日

## 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」の改訂のポイント

### 1. 改訂の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、義務教育学校並びに小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校が発足することを踏まえ、小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点をガイドラインに反映。

### 2. 改訂の主なポイント

#### ◇ 目標及び指標・評価項目の設定に当たって留意すべき事項

- 義務教育学校においては、9年間を見据えた教育目標を設定するとともに、学年段階の区切りに応じた目標を設定とすることを基本。
- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、接続する両校間で評価項目指標を共有した上で、共通した評価項目・指標を設定とすることを基本。

#### ◇ 自己評価を実施するに当たって留意すべき事項

- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、接続する両校の教職員が連携して自己評価を実施すること等が望ましい。

#### ◇ 学校関係者評価を実施するに当たって留意すべき事項

- 義務教育学校においては、前期・後期課程の児童生徒の保護者の双方が評価者となることを基本。
- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、学校関係者評価委員会は両校横断的な組織とし、接続する小学校・中学校双方の保護者を評価者に加えることが望ましい。

#### ◇ 評価結果の報告・公表等に当たって留意すべき事項

- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、横断的に実施した自己評価及び学校関係者評価の結果について、共同して広く保護者に周知することが望ましい。

#### ◇ 指標・評価項目の具体例

- 義務教育学校、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校において、指標・評価項目の設定をする際の視点を具体的に明示。

(例)

- ・ 9年間の系統性・連続性を強化した教育課程・指導計画の実施状況
- ・ 一貫教育の円滑な実施に必要な組織運営体制の整備状況
- ・ 小・中学校の教職員の連携協力による指導等の実施状況

参考：◆文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」の改訂のポイント 平成28年3月22日



## 2 開かれた学校づくり

県教育委員会では、開かれた学校づくりを実効性のあるものにするために、「ひろしま教育の日」、「ひろしま教育ウィーク」を定め、取組を進めている。

### (1) 「ひろしま教育の日」

教育に対する県民の意識を高めるとともに、県民総参加の教育改革を推進し、本県教育の一層の充実と発展を図るため、平成 13 年 10 月に「ひろしま教育の日」を定める条例」を制定し、11 月 1 日を「ひろしま教育の日」に、11 月 1 日から 7 日までを「ひろしま教育ウィーク」とした。

「ひろしま教育ウィーク」期間中は、県立歴史民俗資料館、県立歴史博物館及び頼山陽史跡資料館の常設展・企画展、県立美術館の所蔵作品展及び縮景園の無料開放を実施している。

### (2) 「“学校へ行こう” 週間」

「ひろしま教育の日」関連事業として、全県的な学校開放週間として「“学校へ行こう” 週間」を設定している。

### (3) 学校評議員制度の導入

平成 12 年 1 月に学校教育法施行規則その他関係省令が改正され、より一層開かれた学校づくりを進める観点から、地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、学校評議員制度が導入された。

これは、学校が保護者や地域住民の意向を把握し、それを学校運営に反映させ、また、その協力を得るとともに、学校運営の状況などをこうした人々に周知させ、学校としての説明責任を果たしていくためである。

本県においても、県立学校については平成 13 年度から全校に導入され、小・中学校についても平成 27 年 3 月末日現在(学校評価等実施状況調査(平成 26 年度間)), 55.5% の学校で導入されている。

なお、県立学校においては、これらの考え方を更に発展させた学校運営協議会制度を平成 31 年 4 月 1 日から全校に導入したため、従来の学校評議員制度を廃止した。

## 3 地域の教育力の活用

近年、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える問題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。このため、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくために、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が求められている。

### (1) 学校運営協議会制度

学校運営協議会制度は、平成 16 年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、保護者や地域住民の声をよりの確に学校運営に反映させることを目的として制定されたものである。学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールという。

平成 29 年 3 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務となった。

学校運営協議会制度の導入により、保護者や地域住民等が当事者意識をもって学校運営に参画することにより、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され「地域とともにある学校づくり」を効果的に進めることをねらいとしている。

また、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域社会全体の活性化も期待されている。

学校運営協議会は、主に次のようなことを行うこととされている。

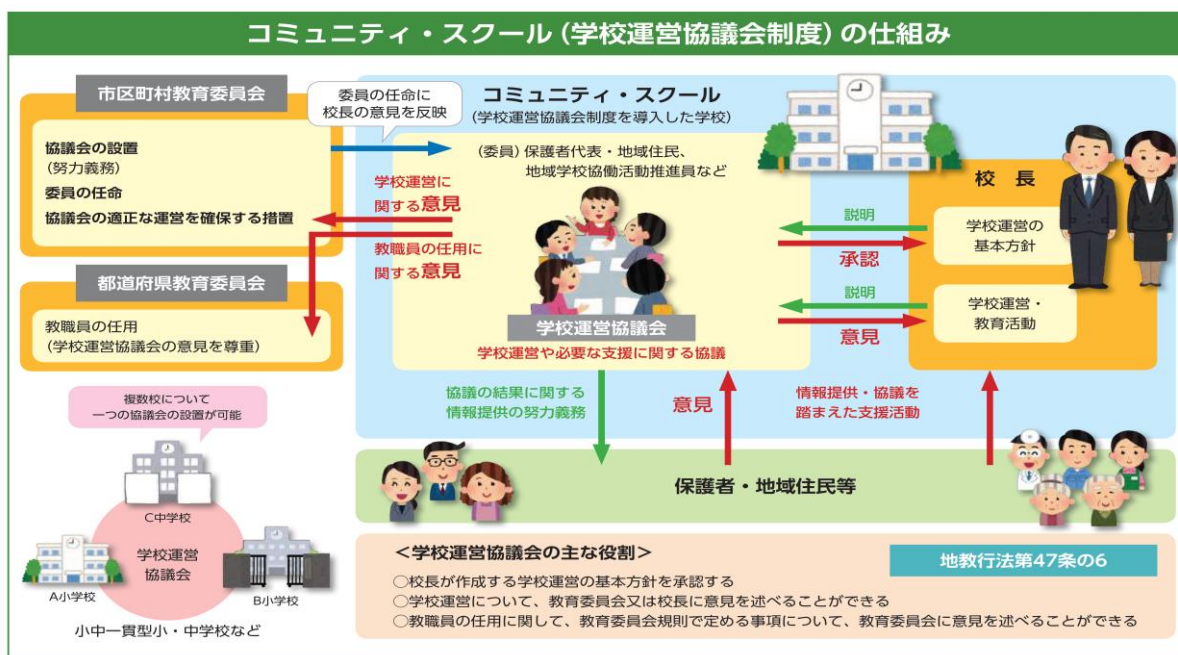
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

また、学校運営協議会の委員には、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員等が含まれるが、それ以外に、その学校の教職員、大学教授等教育行政や学校教育に識見を有する有識者などが考えられ、教育委員会によって任命される。

この学校運営協議会の設置は、小・中学校をはじめ、幼稚園や高等学校、特別支援学校、義務教育学校、全ての公立学校を対象としている。

なお、全校で導入している県立学校においては、アンケート調査の結果により、保護者や地域住民等との情報共有や組織的な体制が構築されたことで、各学校において特色のある学校づくりが推進されていることが分かった。一方で、学校全体の取組になっていないことや、協働につながっていないといった課題も指摘されており、更なる改善に取り組むこととしている。

### コミュニティ・スクールのイメージ



※ 学校運営の責任者はあくまでも校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

参考HP：文部科学省「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)

### 【取組例】府中緑ヶ丘中学校 学校運営協議会（府中町）

平成30年度から「共感：『集う』『つながる』コミュニティ・スクール」をテーマとし、地域と共に子供を育て、地域住民が気軽に立ち寄れる学校として、環境整備や部活動支援、読み聞かせ等の「みどりの輪」活動を行っている。

学校運営協議会においても生徒会長から生徒会の取組内容やその成果と課題についての提案を聞き、その内容をもとに協議している。

また、生徒が地域の清掃活動に参加したり、秋祭りをはじめとした行事の担い手として活動したりする等、地域と共にある学校づくりを進めている。



「みどりの輪」読み聞かせ



地域の方々との座談会

### 【取組例】因島高等学校 学校運営協議会

令和2年度に、教育目標、目指す生徒像、生徒の強み及び課題を基に、卒業までに生徒に身に付けてほしい力を5つに整理し、「因島GP（グラデュエーションポリシー）」として定めており、その「因島GP」を身に付けさせるために、学校運営協議会を通して、様々な取組を効果的に進めている。

まず、学校運営協議会委員を講師として校内研修を行い、学校全体としての教科等を貫く「本質的な問い」を設定した。さらに各教科で「単元質問」を考え、それぞれの取組を共有し、各教科のつながりやカリキュラムマネジメントの在り方も含め、学校運営協議会委員とともに協議した。

また、第3学年の総合的な学習の時間で、地域課題の解決に向けた取組を進める際、研究テーマに対して幅広く地域の意見を取り入れるため、生徒と学校運営協議会委員の座談会を開き、委員から具体的なアドバイスをいただいた。

ほかにも、学校運営協議会委員を通して因島の28事業所とつながり、生徒が事業所にインタビューして回り、事業所の紹介パンフレットを作成するとともに、PR動画を作成した。このことが因島全体を俯瞰し、広い視野で自己の生き方を考えさせる機会となった。

そして、生徒が自己の強みや可能性を認識できる学びの集大成の場として、年度末に「総合学科発表会」を実施した。

このように、「因島GP」を柱に学校運営協議会の機能を生かして、因島の子供たちを育てる取組を進めている。



教職員の校内研修



生徒と委員の座談会



総合学科発表会



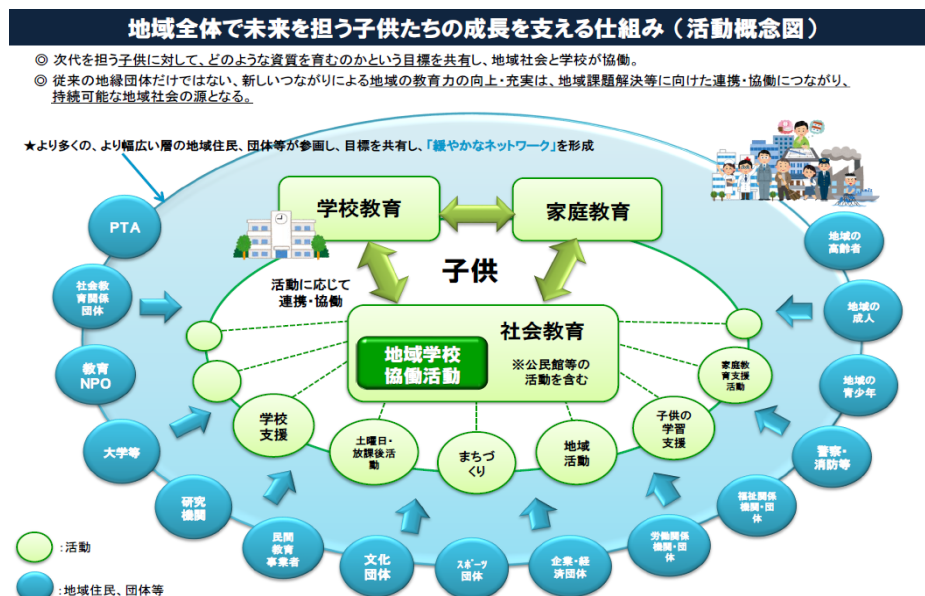
## (2) 地域学校協働活動

文部科学省では、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを策定し、地域と学校が両輪となって子供たちを育てる体制を整えていく「地域学校協働活動」の推進が掲げられた。

この地域学校協働活動は、高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、放課後子供教室等の様々な活動を行い、地域住民のつながりを深め、地域社会の活性化を図ることも期待される活動である。

地域学校協働活動で大切なことは、地域が学校や子供たちを「支援」という一方向の活動から、例えば地域の行事に学校が参画して、共に地域づくりに関わるという「連携・協働」した活動にすることである。

また、このような子供や保護者、教職員、地域住民たちが関わり合い、学校を拠点として、様々な体験の場をもつことにより、地域課題解決に向けた「緩やかなネットワーク」づくりにつなげ、持続可能な地域社会の源になることが期待される。



### 【取組例】広島県立大崎海星高等学校魅力化プロジェクト（大崎上島町）

平成27年、島唯一の県立高校を廃校にさせないため、高校、地域、自治体が一体となって当該プロジェクトを開始。「地域に開かれた学校」として様々な人材と連携するために町がコーディネーターを学校に配置し、地域人材や資源を生かした総合的な探求の時間「大崎上島学」を行っている。生徒は地域のことを学びながら自ら課題を考え、解決する力を身につけることができた。

また、生徒は大崎上島伝統の「権伝馬競漕」等の地域行事やボランティア等にも積極的に参加しており、郷土愛を育むとともに、地域の活性化にもつながっている。



大崎上島学の様子



「旅する権伝馬」

参考HP：文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」

# 働き方改革の推進

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、学校にはこれまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められている。

こうした中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況があり、平成30年度に行った教員勤務実態調査の結果においても、看過できない教員の勤務実態が明らかになるなど、働き方改革の推進は喫緊の課題となっている。

## 1 「働き方改革」とは

### (1) 国における働き方改革の目的

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護と仕事の両立など働くスタイルの多様化などの状況に直面しており、働く方が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できる社会を実現する「働き方改革」を進めることで、働く方一人一人がより良い将来の展望をもてるようにすることを目指している。

### (2) 学校における働き方改革の目的

教員のこれまでの働き方を見直し、教員が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的である。

こうした理念の下、限られた時間の中で、「子供と向き合う時間」を確保することで教育の質の向上を図りつつ、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって働くことのできる環境づくりを推進することとしている。

### (3) 在校等時間の上限について

国において、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和2年1月に、文部科学大臣により、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示された。こうした国の動きを受けて、本県では、令和2年3月に「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等を定めた。

なお、市町立学校の教員については、各市町教育委員会の規則等において、県と同様に在校等時間の上限等を定めることとされている。

#### 県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則（令和二年三月三十日教育委員会規則第六号）

（業務量の適切な管理）

第三条 教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

2 前項の限度時間は、一月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に第一項の限度時間を超えて所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、次の各号に掲げる時間及び月数について、当該各号に定める要件の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

一 一月における時間外在校等時間 百時間未満であること。

二 一年における時間外在校等時間 七百二十時間を超えないこと。

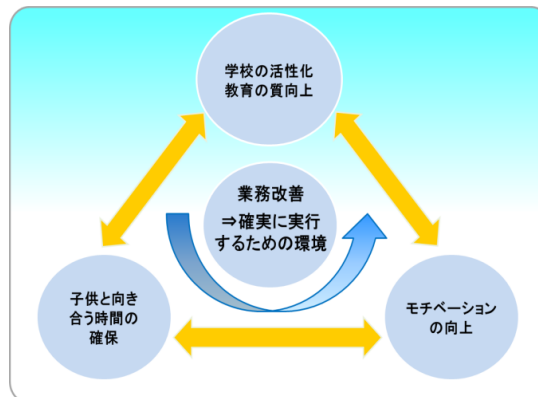
三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の一月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。

四 一年のうち一月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数 六月以内であること。

## 2 業務改善の推進

### (1) 業務改善の必要性

学校における業務改善は、「学校が、幼児・児童・生徒、保護者、地域等から求められている役割を十分果たせるよう、その限りある経営資源を、必要な部分に最大限かつ効果的に振り向けることができるようになるための環境づくり」であると言える。



限りある経営資源の中で、学校がその役割を十分果たしていくためには、①組織の在り様を最適化するため業務分担の見直しを図る、②業務の進め方の改善を図る、③個別業務の精選や省力化の工夫を行う、といった視点からの取組を不断に行っていく必要がある。

こうした取組は全ての学校において不可欠なものであり、学校全体で自発的かつ継続的に取り組まれるべきものである。

### (2) 取組のポイント

#### ア 組織的・自律的な取組

業務改善を進めていくには、各校で推進チームを編成するなど校内体制を整備し、各校における現状や課題を踏まえた改善策を策定・実行していくという、PDCAサイクルを回しながら自律的に取り組むことが基本となる。

#### 業務改善におけるPDCAサイクル（例）

	0	1	2	3	4
	事前準備	Plan	Do	Check	Action
時期	4月	5月～6月	7月～12月	9月～2月	10月～3月
取組内容	・業務改善の目的について共有 ・推進チームの編成、担当者の指定	・現状把握 ・現状分析、課題設定 ・改善策の作成	・改善策の実行 ・改善策の周知（明文化）	・効果測定、評価 ・成果と課題の共有	・次年度に向けた検討、準備 ・当初改善策の検討、更新（継続・修正・廃止等）

#### イ 全教職員による参画

PDCAサイクルを回していく上では、業務改善の目的を明確にし、教職員全員で共有することが大切である。計画段階（Plan）においては、校内研修などにより、全ての教職員で課題や改善策について話し合い、実施段階（Do）においても、改善策を明文化するなどして周知した上で、全ての教職員で共有し、実行することにより、改善効果の実感度合いが高まる。

また、教職員の日々の業務の中での気付きやアイデアを取り込み、教職員全員が業務改善の取組に参加することは、取組を組織的なものとするだけでなく、教職員一人一人の学校経営への参画意識やチーム意識を高め、学校を活性化することにつながる。

### (3) 学校の働き方改革や業務改善を推進するための今後の方向性

県教育委員会では、令和2年3月に、条例・規則で教育職員の在校等時間の上限を定めたことに伴い、「学校における働き方改革取組方針」を改定した。

#### 学校における働き方改革取組方針（令和2年3月改定）

**（目指す姿）**

- 「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。
- 学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

**（成果指標・目標値）**

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる割合を80%以上とする
- 在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

**（取組期間）** 令和2年度～令和4年度

○取組の柱・重点的に取り組む項目

**① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備**

- ・スクール・サポート・スタッフの有効活用の在り方整理【県教委】
- ・AIやRPA、ICT機器等を活用した事務の省力化の検討【県教委】
- ・働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討【県教委・学校】

**② 部活動指導に係る教員の負担軽減**

- ・部活動指導員の導入に向けた検討【県教委】
- ・生徒の主体的な活動を促し、一人の教員が複数の部活動を見守ったりするなど、顧問の負担軽減に向けた取組の検討【県教委・学校】

**③ 学校における組織マネジメントの確立**

- ・勤務の状況を把握した上での業務の平準化・効率化及び優先順位を決めた上での学校行事等の精選・省力化【学校】
- ・教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻の設定【学校】

**④ 教職員の働き方に対する意識の醸成**

- ・教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施【県教委】

この取組方針で掲げる目標・成果指標の状況は、次のとおりであり、引き続き、教育委員会と学校が一体となって、着実に取組を進めていくこととしている。

**（目標） 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が80%以上**

（令和2年度の状況）

- ・子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合については、近年70%前後で高止まりしていたが、今年度は、昨年度より約3ポイント上昇した。

○子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合

	平成29年度 (H30.1)	平成30年度 (R1.1)	令和元年度 (R2.1)	令和2年度 (R3.1)
県立学校全体	68.2% <sup>※1</sup>	70.4%	69.8%	72.9%

※1：業務改善モデル校における数値

**（目標） 教育職員の時間外在校等時間について、原則年360時間以内及び月45時間以内**

（令和2年度の状況）

- ・今年度、長時間勤務の縮減に向け、積極的に取組を進めたことにより、時間外在校等時間が月当たり45時間を超えた教員の数や年間の総時間数は、減少した。

○時間外在校等時間が月当たり45時間を超えた教員数及びその割合（最多月）

	平成30年度 (H30.6)	令和元年度 (R1.6)	令和2年度 (R2.6)
県立学校全体	2,577人 (53.9%)	2,324人 (48.3%)	1,806人 (37.9%)

○教員の年間の時間外在校等時間の平均

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県立学校全体	497時間27分	462時間40分	366時間56分 <sup>※2</sup>

※2：令和2年度の4月から2月までの実績値に平成30年度と令和元年度の3月の実績値の平均を加えた推定値

参考HP：ホットライン教育ひろしま「学校の業務改善、働き方改革に向けて」



# 危機管理体制の徹底

### 【学校保健安全法】（平成21年4月1日施行）

#### 第1条〔目的〕

この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

### 1 危機管理の必要性

学校は、児童生徒等が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故（危機と同義。以下同じ。）が発生する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが重要である。ここでいう危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。

### 2 危機管理の目的

学校における危機管理の最大の目的は、児童生徒等及び教職員の生命や心身等の安全を確保することである。そのためには、平常時から安全な環境を整備するとともに、敏感に危険を察知し、事件・事故を未然に防ぐための「事前の危機管理」、発生時に適切かつ迅速に判断・対処し、被害を最小限に抑えるための「発生時の危機管理」、心のケアや再発防止を図る「事後の危機管理」の三段階の危機管理に対応して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが重要である。

### 3 児童生徒等の安全を守るための学校の役割

- (1) 児童生徒等が安全に行動し、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成
- ア 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識・技能）
  - イ 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）
  - ウ 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）

## (2) 安全管理・組織活動による環境・体制の整備

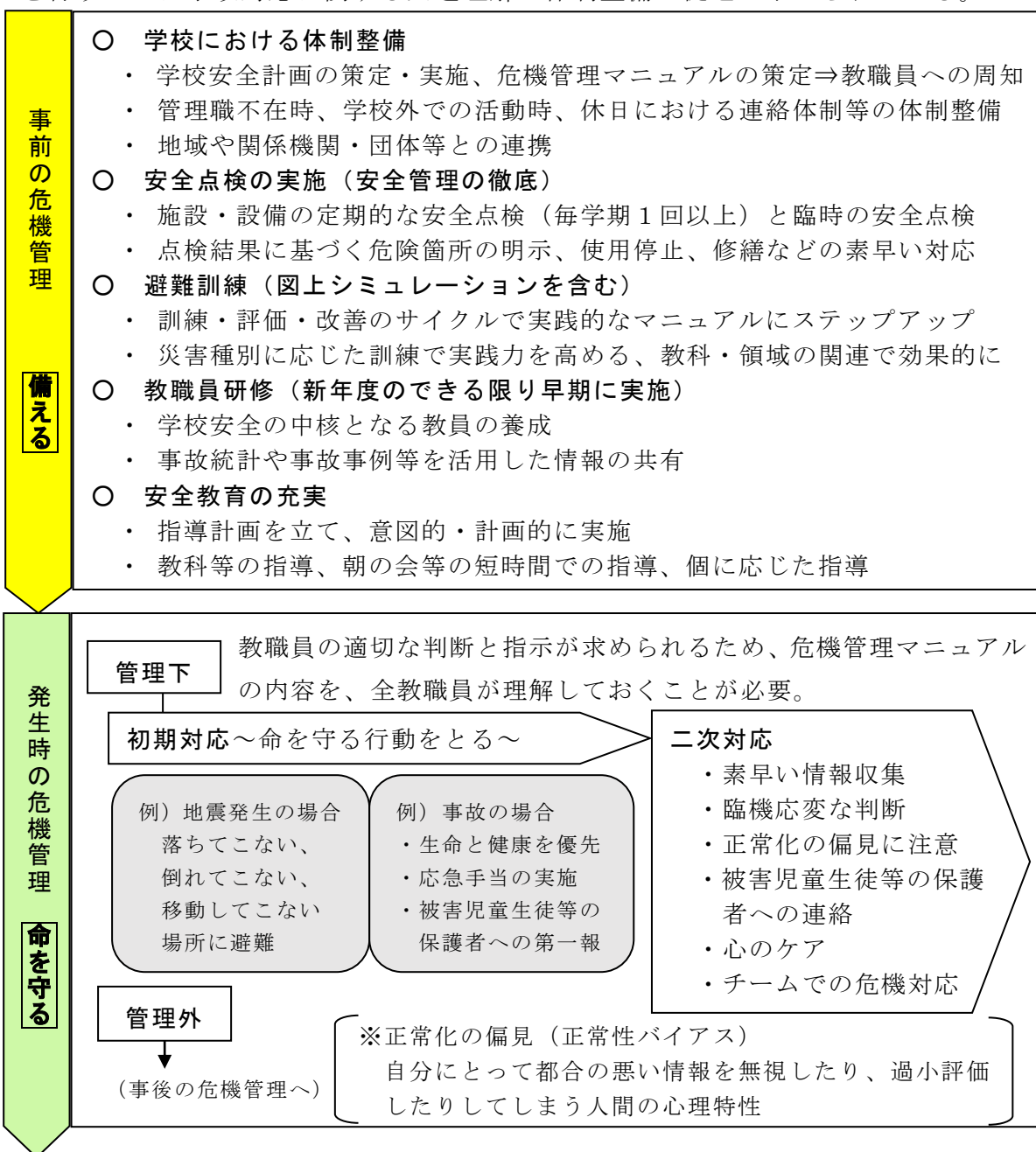
児童生徒等が通常使用する施設・設備の安全点検などによって、学校環境の安全確保を図るとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するなどして、円滑かつ的確な対応で児童生徒等の安全の確保を図る。

また、登下校における安全が確保されるよう、地域の実情を考慮して通学路の設定を行い、通学路の安全点検を定期的に行うとともに、保護者、警察や地域の関係者等との連携を強化する。

参考HP：文部科学省「文部科学省×学校安全」登下校防犯プラン

## 4 危機管理体制の充実

「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月）では、危機管理マニュアルの見直し・改善を図り、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生時の適切な対応を行うために事故対応に関する共通理解と体制整備の促進が求められている。



- 児童生徒等の安否確認
  - ・ 連絡、通信手段の複線化
  - ・ 負傷者等の全容把握
- 引き渡しと待機
  - ・ 事前に保護者等とルール決定
- 対策本部の設置（重大な事件・事故発生の場合）
  - ・ 基本調査の実施
  - ・ 求められる機能とその業務内容を明確に（記録、連絡、報告）
  - ・ 外部との対応
    - 例）保護者説明会、報道機関、教育委員会
  - ・ 的確な情報収集・整理と発信⇒優先順位付け
    - 例）児童生徒の様子、通学路の安全、保護者等の意見、事件・事故の概要と課題
- 心のケア
  - ・ 健康観察によるストレス症状等の把握と対応
- 避難所協力（自然災害の場合）
  - ・ 事前に教職員が協力できる内容を地域や防災担当部局と整備
- 再発防止策の実施（重大な事件・事故発生の場合）
  - ・ 教職員間で共通理解し、具体的な措置



## 5 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成について

学校においては、学校保健安全法第 29 条で規定されている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するものとされている。

### <作成すべき事象別の危機管理マニュアル>

- ① 事件・事故発生時の対応を想定したマニュアル
- ② 校内への不審者侵入を想定したマニュアル
- ③ 火災を想定したマニュアル
- ④ 食物アレルギー対応を想定したマニュアル
- ⑤ 大雨警報時（洪水）の対応を想定した防災マニュアル
- ⑥ 地震を想定した防災マニュアル
- ⑦ 土砂災害を想定した防災マニュアル（土砂災害が想定される学校）
- ⑧ 津波を想定した防災マニュアル（津波による浸水が想定される学校）



### <自然災害に応じた防災マニュアルの内容>

- ① 防災マニュアルに、避難場所や避難経路を明記。
- ② 防災マニュアルに、安否確認の方法を想定。
- ③ 防災マニュアルに、保護者への引き渡しについて記載。
- ④ 特別警報、警戒レベル及び「土砂災害警戒情報」等に応じた学校の対応が必要。

### ※見直し・改善のポイント

作成した危機管理マニュアルは、最新の情報を参照し、実際に機能するか、訓練等を基に検証するとともに、定期的に見直し、改善を行う必要がある。また、見直し・改善後には、保護者や地域に最新の危機管理マニュアルを周知して理解を促すよう努める。

- （参考）学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 文部科学省）  
 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 文部科学省）  
 学校事故対応に関する指針（平成 28 年 文部科学省）  
 第 2 次学校安全の推進に関する計画について（平成 29 年 文部科学省）  
 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 文部科学省）  
 「登下校防犯プラン」（平成 30 年 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議）



# 「ひろしま マイ・タイムライン」

災害から命を守るために！  
みんなで作ろう！



マイ・タイムラインはいざという時に  
慌てず確実に避難するための、  
自らの防災行動計画です。



避難するタイミングは？

ハザードマップの見方は？

わが家に必要な非常時  
持ち出しグッズは？

どこに避難する？

避難情報などの入手先は？

地域の誰に避難を呼びかける？

etc.

マイ・タイムラインの作り方だけでなく、広島県で起こりやすい  
風水害の特徴や、過去の災害などを解説している  
ガイドブックがあります。



Webでも  
ひろしまマイ・タイムラインの  
作成ができます。

## デジタル版 ひろしまマイ・タイムライン

**台風が近づいているとき！**

The screenshot shows a detailed timeline for disaster response during a typhoon. It includes sections for 'Evacuation Preparation' (避難準備), 'Evacuation Order' (避難勧告), and 'Evacuation' (避難). The timeline is color-coded and includes specific instructions and links for each step.

The screenshot shows the main page of the Hiroshima My Time Line website. It features the title 'ひろしまマイ・タイムライン' and a call to action 'みんなで防災！' (Everyone together for disaster prevention!). It also includes a QR code and navigation icons for various services.

ひろしまマイ・タイムラインの  
作成はコチラから



減災 はじめの一歩 マイタイムライン  検索



広島県 広島県 危機管理監 みんなで減災推進課 TEL:082-513-2781 kikigensai@pref.hiroshima.lg.jp